

豊島区事務事業評価（※）および事業の達成割合に基づく評価基準について

※事務事業評価とは…

豊島区地域保健福祉計画の上位計画であり、豊島区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となる豊島区基本計画に示されている事務事業を対象とした行政評価のこと。区が実施している各事業を同一基準で評価していることから、豊島区地域保健福祉計画の進捗管理に活用している。

1. 事務事業評価に基づく総合評価（ランク）と地域保健福祉計画の総合評価の点数について

事務事業評価では、「成果と課題」「効率的な実施への課題」「必要性/優先度」の3項目をそれぞれ評価し、合計点に基づいて総合評価をランク付けしています。

地域保健福祉計画の進捗管理は、この事務事業評価で出された総合評価をもとに以下のとおり、4段階評価で点数化しています。

事務事業評価での総合評価	ランク4	ランク3	ランク2	ランク1
進捗管理で用いる総合評価	1点	2点	3点	4点

2. 事務事業評価以外の評価方法について

事務事業評価は、地域保健福祉計画に記載されている全事業が毎年度評価対象となるわけではなく、また、評価対象事業であってもランク付けがされない事業があります。

そのため、事務事業評価で本年度評価対象とならなかった事業、ランク付けがされなかった事業、および、豊島区民社会福祉協議会等区以外が実施する事業については、目標値に対する達成割合を以下のとおり、点数化して評価しています。

